

※ 5 月 2 日開催「第 8 回介護保険運営協議会」配付資料

平成 23 年 5 月 2 日
福祉部高齢社会対策課

第 5 期練馬区介護保険事業計画にかかる検討課題
「主体的に取り組む介護予防の推進」

【目標】

高齢者が自ら介護予防に取り組むことができるよう支援することにより、要支援・要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができる地域社会を実現することを目指します。

【平成 22 年度末の現状と課題】

区は、第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防特定高齢者施策（二次予防事業）の参加率の向上と介護予防一般高齢者施策（一次予防事業）である普及啓発に努めてきました。

その結果、介護予防特定高齢者施策の参加者は、平成 21 年度 500 人（平成 20 年度 264 人）と大幅に増加しました。また、特定高齢者数は、平成 21 年度 11,460 人（平成 20 年度 8,007 人）と増加しています。特定高齢者把握数も向上したために、特定高齢者の介護予防事業参加率は、平成 21 年度 4 %（平成 20 年度 3 %）と大きな変化はありませんが、区が実施した介護予防事業の充足率（定員に対する参加者数）は、平成 21 年度 80 %（平成 20 年度 56.5 %）と着実に伸びています。介護予防一般高齢者施策の柱である介護予防普及啓発事業の参加者数も年々増加し、平成 21 年度 20,664 人（平成 20 年度 13,017 人）になっています。

この介護予防事業については、全国的に見ても、参加人数が伸びないこと、制度が定着しない等様々な問題が指摘され、国の事業仕分けにおいても費用対効果が問われています。

そうした状況下において、平成 22 年 8 月、国による事業実施内容の見直しがありました。見直し内容は、①特定高齢者の把握方法を簡素化および効率化する、②特定高齢者に対するケアプラン作成に係る業務を軽減する、③プログラム内容をより高齢者のニーズにあったものに見直す等です。

区では、このような現状を踏まえ、第5期介護保険事業計画の策定に向けて、下記の5点を課題として考えます。

- 1 特定高齢者（二次予防事業対象者）把握事業の見直し
- 2 介護予防ケアプラン作成の見直し
- 3 介護予防事業参加率向上を目指した現行事業の見直し
- 4 介護予防一般高齢者施策（一次予防事業）の推進
- 5 特定高齢者の呼称の変更

【施策の方向性】

1 特定高齢者（二次予防事業対象者）把握事業の見直し

生活機能の低下が見られる高齢者を早期に把握するために、現行の健康診査と同時実施ではなく、医師の確認が必要な疾患がある方の安全管理を踏まえ、基本チェックリスト郵送による配布・回収方法への変更に向けて検討していきます。

2 介護予防ケアプラン作成の見直し

現行では、特定高齢者介護予防事業参加者すべてに高齢者相談センター（地域包括支援センター）で、介護予防ケアプランを作成しています。参加希望者は、そのために、事前に訪問や面接を受けるなど、手続きが煩雑になっています。そこで、より参加しやすくするため、プラン作成の基準を設け、プラン作成を必要度の高い方に限定する等、手続きの簡素化を図ることを検討していきます。

プラン作成を行わない方についても、引き続き高齢者相談センター（地域包括支援センター）と介護予防事業実施担当者との間で、効率的に情報共有し、連携を図ります。

3 介護予防事業参加率向上を目指した現行事業の見直し

第4期介護保険事業計画における介護予防事業の実施状況を踏まえ、以下の項目について、検討していきます。

- (1) 「転倒予防のための体力づくり教室」等、一部の事業名をわかりやすく参加意欲を高める名称に変更します。
- (2) 参加意欲を高める案内、広報を工夫します。
- (3) 事業の定員、実施会場、最寄り駅等への送迎等について、参加者のニーズに合うものとなるよう見直します。
- (4) 民間事業者を活用し、運動・栄養・口腔のプログラムを組み合わせた複合型の事業等、新しい介護予防事業を検討します。

4 介護予防一般高齢者施策（一次予防事業）の推進

第4期介護保険事業計画の実施状況を踏まえ、以下の項目について、検討していきます。

(1) 介護予防普及啓発事業の体系化

現行事業を体系化し、全体の案内冊子を作成する等、より高齢者がわかりやすく参加しやすいように事業を周知します。

(2) 地域介護予防活動の支援強化

① 地域活動を支援する人材の育成・支援を充実します。

② 地域活動などの社会資源の情報提供

介護予防への取り組みを希望する高齢者に対して、その活動を支援できるように、身近な地域活動や地域活動団体等について、情報提供を充実します。

③ 介護予防に資する地域活動団体の育成・支援

区が把握する主体的に活動する団体の活動を支援するとともに、団体間のネットワークを強化します。

(3) 敬老館、高齢者センターとの連携強化

介護予防拠点である高齢者センターや、身近な高齢者施設である敬老館と連携し、効果的に介護予防の普及を進めていきます。

5 特定高齢者（二次予防事業対象者）の呼称の検討

特定高齢者という呼称は固いイメージを与えるため区民の意見をうかがいながら、区独自の親しみやすい呼称を検討していきます。

介護保険法

第六章 地域支援事業等

■115条の44項

市町村は、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(第一項)

被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のための必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）＝介護予防事業

※介護予防事業

地域支援事業のうち介護予防事業は、被保険者の要介護・要支援状態となることの予防を目的として実施されます。心身の状況の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅で活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

市町村が実施主体となり、関係行政機関・保健医療関係団体・福祉関係団体・地域住民等の協力を得て、地域包括支援センターとの連携により取組めます。

※介護予防一般高齢者施策（一次予防事業）と介護予防特定高齢者施策（二次予防事業）

介護予防事業には、全高齢者を対象とする一般高齢者施策（一次予防事業）と、主として特定高齢者（二次予防事業対象者）を対象とする特定高齢者施策（二次予防事業）があります。

一般高齢者施策（一次予防事業）は、全高齢者を対象として、介護予防に関する情報の提供、活動支援、環境整備に取り組めます。

特定高齢者施策（二次予防事業）は、要介護状態となるおそれの高い虚弱な高齢者を把握して、介護予防ケアプランに基づいた目的別の介護予防事業等の参加によって、個人の介護予防への確実な取組みを支援するものです。

両施策は相互に密に連携をとり、総合的に展開し、高齢者自らによる自発的な取組みを支援し、高齢者が生き生きと生活する地域づくりの実現を目指します。

また、市町村は効果的・効率的な実施の観点から事業評価を行い、適宜内容を見直すなど、地域に密着した事業の展開が図られるように努めます。

※練馬区の介護予防事業

介護予防一般高齢者施策（一次予防事業） ポピュレーションアプローチ	介護予防特定高齢者施策（二次予防事業） ハイリスクアプローチ
1 介護予防普及啓発事業 ①介護予防キャンペーン事業 ②介護予防小冊子の発行 ③講演会・健康教育教室 ④高齢者の歯と口の健康づくり ⑤通信教育型介護予防事業 ⑥よりあいひろば事業 ⑦認知症予防の啓発など	1 特定高齢者把握事業（二次予防事業の対象者把握事業） ①生活機能評価健康診査
2 地域介護予防活動支援事業 ①認知症予防プログラムと修了後の地域活動の育成・支援 ②認知症予防推進員の育成 ③介護予防推進員の育成	2 通所型介護予防事業 ①高齢者筋力向上トレーニング ②転倒予防のための体力づくり教室 ③若さを保つ栄養教室 ④しっかりかんで元気応援教室 ⑤元気なお口通信講座 3 訪問型介護予防事業 ①はつらつ訪問
3 介護予防一般高齢者施策評価事業（一次予防事業評価事業） ①一般高齢者施策評価事業会議	4 介護予防特定高齢者施策評価事業（二次予防事業評価事業） ①介護予防事業評価委員会